

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく

申請・届出のしおり

平成26年 4月

堺市

目次

はじめに	1
用語の定義	2
1. 申請・届出の概要とその流れについて	
(1) 申請・届出を必要とする事業場	4
2. 瀬戸内海環境保全特別措置法の許可・届出について	
(1) 申請・届出要件一覧	5
(2) 添付書類等一覧表	5
(3) 届出書の作成要領	6
3. 参考	
(1) 有害物質とその検出下限濃度の一覧	23
(2) 構造等に関する基準の遵守と定期点検の義務について	24

はじめに

堺市内での事業場等の新設に際し、特定（届出）施設の設置及び設備の増設や更新など特定（届出）施設の構造等の事項に係る変更を行おうとする場合は、水質汚濁防止法関係法令により、事前に堺市に所定の申請・届出を行い、許可等を得る必要があります。

この「申請・届出のしおり」は、事業場の参考になるよう水質汚濁防止法関係法令に基づく申請・届出を行う場合の手順や必要な事項について、記載要領として取りまとめたものです。

水質汚濁防止法関係法令とは

- 瀬戸内海環境保全特別措置法
- 水質汚濁防止法
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例
(以下「上乘せ条例」という)

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請をされる方へ

「事前評価に関する書面」の提出が必要な場合、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「事前評価に関する書面」作成のしおりで解説しています。

下記HPを参照してください。

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo-hozen/jigyosha/suishitsu/dl.html>

用語の定義

	用語	定義
1	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。(終末処理場に接続している下水道を除く)
2	特定施設	有害物質や生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの。 ただし、「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、下記の施設を除きます。 ①下水道終末処理施設 ②地方公共団体が設置するし尿処理施設（農業集落排水処理施設を含む） ③地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設
3	指定地域特定施設 (みなし指定地域特定施設)	201人以上500人以下のし尿浄化槽。 (みなし指定地域特定施設は、水質汚濁防止法の適用を受けます。)
4	届出施設	大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条に規定されている施設(汚水等を排出するもの)をいいます。
5	特定事業場	特定施設(指定地域特定施設を含む)を設置する工場又は事業場
6	指定地域内事業場	指定地域(堺市は全域が対象)内にある日平均排水量が50m ³ 以上の特定事業場。
7	届出事業場	届出施設を設置する工場又は事業場
8	有害物質	カドミウムその他の人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令で定める物質。
9	有害物質使用特定施設	有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設(指定地域特定施設を除く)。
10	有害物質使用特定事業場	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場。
11	貯油施設等	水質汚濁防止法施行令で定める重油その他の政令で定める油を貯蔵する貯油施設、又は油を含む 水を処理する油水分離施設(特定施設を除く)。油は、次のとおりです。 ⇒①原油、②重油、③潤滑油、④軽油、⑤灯油、⑥揮発油、⑦動植物油
12	指定物質	有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質。
13	指定施設	有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

14	指定事業場	指定施設を設置する事業場
15	有害物質貯蔵指定施設	有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設
16	排水水	特定事業場から公共用水域に排出される全ての水（雨水・冷却水等を含む）。当該特定事業場に設置される特定施設からの排水のみならず、特定施設以外の施設からの排水も含めて、一体として「排水水」として規制の対象となります。なお、雨水は排水水にあたりませんが、排水水の量には算入しません。
17	特定排水水	指定地域内事業場から排出される水のうち、間接冷却水及び雨水等を除いた工程排水等の総量規制の対象となる排水水。
18	排水口	排水水を排出する場所。 なお、特定事業場に2以上の排水口がある場合には、個々の排水口ごとに排水基準が適用されます。
19	汚水等	特定施設から排出される汚水又は廃液。
20	特定地下浸透水	有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの。
21	生活排水	炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水水を除く）。
22	日平均排水量	1日当たりの平均的な排水水の量。
23	日最大排水量	1日当たりの最大の排水水の量。
24	下水道（分流式）	特定施設等からの排水と雨水を分離し、雨水以外を受け入れる下水道の方式。
25	下水道（合流式）	特定施設等からの排水と雨水の両方を受け入れる下水道の方式。

1. 申請・届出の概要とその流れについて

(1) 申請・届出を必要とする事業場

工場又は事業場において、下記の施設を設置又は構造の変更をしようとする際には、施設の種類・事業場の規模に応じて届出又は許可が必要です。

確認順序

①施設の種類	②事業場等からの水の排出先	③事業場等からの日最大排水量	④設置時の手続き	
特定施設 (有害物質使用 特定施設を含む)	公共用水域	50m ³ 以上	瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条	許可制
		50m ³ 未満	水質汚濁防止法 第5条第1項	届出制
指定地域特定施設	排水量は 問わない	水質汚濁防止法 第5条第1項		
有害物質使用 特定施設		地下浸透	水質汚濁防止法 第5条第2項	
		下水道(分流式)	水質汚濁防止法 第5条第1項	
		下水道(合流式)	水質汚濁防止法 第5条第3項	
有害物質貯蔵 指定施設	公共用水域又は 下水道(分流式・合流式)	水質汚濁防止法 第5条第3項		
届出施設	公共用水域	排水量は 問わない	大阪府生活環境の保全等に 関する条例第52条	

2. 瀬戸内海環境保全特別措置法の許可・届出について

(1) 申請・届出要件一覧

	申請・届出を必要とする場合	申請・届出の種類	申請等の時期
1	特定施設を設置しようとする場合	設置許可申請 【瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項】	工事着手の 約3ヶ月以上前
2	特定施設が追加された時、現にその施設を設置している（工事を含む）場合	使用届出 【瀬戸内海環境保全特別措置法第7条第2項】	特定施設となった日から 30日以内
3	許可に係る特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理の方法、排水系統別を含む排出水の量等を変更する場合	構造等変更許可申請 【瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項】	工事着手の 約3ヶ月以上前
4	上記3の変更項目のうち、参考となるべき事項（軽微なもの）を変更する場合	構造等変更届出 【瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第4項】	変更した日から 30日以内
5	許可に係る氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業所の名称及び所在地に変更があった場合	氏名等変更届出 【瀬戸内海環境保全特別措置法第9条】	変更した日から 30日以内
6	許可に係る排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む）等に変更があった場合	排出水の汚染状態等変更届出 【瀬戸内海環境保全特別措置法第9条】	変更した日から 30日以内
7	許可に係る特定施設（の使用）を廃止した場合	使用廃止届出 【瀬戸内海環境保全特別措置法第9条】	使用を廃止した日から 30日以内
8	許可に係る特定施設を承継（譲り受け・借り受け・相続・合併等）した場合	承継届出 【瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項】	承継があった日から 30日以内

(2) 添付書類等一覧表

	申請・届出の種類	別紙1	別紙2	別紙3	別紙4	別紙5	別紙6	別紙7	事前 評価書	添付図面等
1	設置許可申請	○	○	○	○	○	○	△（注1）	○	作成要領 参考
2	使用届出	○	○	○	○	○	○	△（注1）		
3	構造等変更許可申請	○	○	○	○	○	○	△（注1）	△（注2）	
4	構造等変更届出	○	○	○	○	○	○			
5	氏名等変更届出									
6	排出水の汚染状態等 変更届出			○	○	○				汚水等の導水経路用水及び排水の系統図
7	使用廃止届出									特定施設等の配置図
8	承継届出									特定施設等の配置図

（注1）：有害物質使用特定施設を設置している場合は、別紙7の添付が必要です。

（注2）：構造等変更許可申請（第8条第1項）のうち、事前評価書を要しない場合があります。

（注3）：構造変更等許可申請（第8条第1項）及び構造等変更届出（第8条第4項）は、変更のない別紙についても提出してください。

（注4）：氏名等変更届出（第9条）及び承継届出（第10条第3項）は、堺市では環境法令（条例）関係で統一様式を定めています。

（注5）：設置許可申請、構造等変更許可申請では、本申請で変更のない特定施設についても記載をお願いしています。

(3) 届出(申請)書の作成要領

■提出方法

堺市域における提出部数、提出先は以下のとおりです。

提出部数：2部

提出先：堺市長

提出窓口：環境対策課

届出(申請)用紙：下記のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo-hozen/jigyosha/suishitsu/dl.html>

■届出のながれ

- ① 届出(申請)者は届出(申請)書類を必要部数作成し、提出窓口に提出します。
- ② 届出(申請)書類を審査し必要があれば指導を行います。
- ③ 審査後、届出(申請)者用の受理(許可)書を交付しますので、受理(許可)書を保管してください。

【注意】届出(申請)者について

届出(申請)者は、当該工場、事業場の代表権を有する者で、代表取締役等がそれに当たります。
代表権を有しない工場長等に当該工場、事業場の届出の権限を委任する場合は委任状の添付が必要です。

■届出(申請)書の記載内容

届出(申請)書の記載事項及び具体的な記載例を、7頁から22頁に記載していますので、参照しながら書類を作成してください。

■申請・届出書（表紙）の記載方法について

1	表紙	<p>※注意: 申請と届出で様式が異なります。</p> <p>①表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 <例> ■設置許可申請の場合……特定施設設置(変更)許可申請書 ■変更許可申請の場合……特定施設設置(変更)許可申請書 ■使用届の場合……特定施設使用(変更)届出書 ■変更届の場合……特定施設使用(変更)届出書</p> <p>②適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。 <例> ■設置許可申請の場合……瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項(第8条第1項) ■変更許可申請の場合……瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項(第8条第1項) ■使用届の場合……瀬戸内海環境保全特別措置法第7条第2項(第8条第4項、第9条) ■変更届の場合……瀬戸内海環境保全特別措置法第7条第2項(第8条第4項、第9条) ※注意: 変更届出では変更内容により条文が異なります。詳細はお問い合わせください。</p>
2	届出(申請)者	<p>■法人の場合: その名称、本社所在地及び代表者(代表権を有するもの)の職氏名を記載の上、代表者印(丸印)を捺印すること。 ■個人営業の場合: 事業主の住所、氏名を記載の上捺印すること。 ■非法人の団体の場合: 町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載の上捺印すること。 ※注意 1: 代表者でないものが届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証する委任状(1通)を添付すること。 ※注意 2: 届出(申請)者は、次に掲げる場合を除き原則として施設の設置者である。 ①リース、レンタル、貸工場、貸ビル等内のテナントの施設については、施設使用者が届出(申請)者である。 ②集合住宅のし尿処理施設等共有施設については、管理組合の代表者又は共有者の代表者が届出(申請)者である。</p>
3	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。 個人営業の場合は屋号を記載すること。 電話番号を記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で提出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
4	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称(〇〇地先等)で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。</p>
5	特定(届出)施設の種類	<p>水質汚濁防止法施行令別表第1の該当する施設番号、その名称及び基数を記入すること。 <例> 第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 1基</p>

特定施設設置（変更）許可申請書

平成〇〇年 〇月 〇日

堺市長様

申請人 住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇町目〇番〇号

氏名 〇〇工業株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項（第8条第1項）の規定により、特定施設の設置（構造等の変更）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	〇〇工業株式会社 堺工場 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇区〇〇町〇町目〇番〇号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	※施設番号	
第5条第1項関係	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果
	△ 特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△ 特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△ 汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△ 排出水の汚染状態及び量	別紙4及び別紙5のとおり。	
	△ 排出水の排水系統別の汚染状態及び量		
	△ 排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
△ 特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙7のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、当該特定施設が水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2のいずれに該当するか、並びに当該別表に掲げる当該特定施設の号番号及び名称を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。
なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙7を提出することを要しない。
- 3 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 4 ※印の欄には、記載しないこと。
- 5 変更申請の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 6 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 7 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

受 付

■別紙 1 の記載方法について

1	工場又は事業場における施設番号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること
2	特定施設の号番号及び名称	水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること
3	型式	施設の型式等を記載すること。
4	構造	施設の構造材料等を記載すること。
5	主要寸法	施設の大きさを記載すること。(構造図等の添付)
6	能力	原則として、1 施設を 1 日フルに稼働させた場合の能力を記載すること。
7	配置	別図（工場内の建物等の配置図）において、主要機械又は主要装置の配置が分かるように記載すること。
8	設置年月日	使用届又は変更届の変更前の特定施設について、その施設が設置された年月日を記載すること。
9	工事着手予定年月日	<p>設置届出（申請）、又は変更届出（申請）を提出する場合に、特定施設について、それぞれの予定年月日を記載すること。</p> <p><許可申請の場合の年月日の記入例> 工事着手予定年月日・・・許可後 工事完成予定年月日・・・着工後〇〇日 使用開始予定年月日・・・完成後</p>
10	工事完成予定年月日	
11	使用開始予定年月日	
12	その他参考となるべき事項	有害物質使用特定施設に該当する場合は、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。(材質等を記載し、図面等を添付) 防液堤等について、可能な場合には容量を記入すること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No.1	No.2
特定施設番号及び名称	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
型 式	××社製	××社製
構 造	鉄鋼製	鉄鋼製
主 要 寸 法	別図5-1のとおり	別図5-2のとおり
能 力	金属部品 900個/日	金属部品 900個/日
配 置	別図2のとおり	別図2のとおり
設 置 年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日
工事完成予定年月日	年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日
使用開始予定年月日	年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日
その他参考となるべき事項	変更なし	新設 1基 床面:コンクリート(被覆:FRP) 周囲:防液堤(〇m3)

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

■別紙2の記載方法について

1	工場又は事業場における施設番号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること
2	特定施設の号番号及び名称	水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること
3	設置場所	別図（工場の配置図）において、特定施設に印をする、又は色分けをする等の施設を区別すること。
4	操業の系統	施設を含む操業系統（フローシート）を記載すること。
5	使用時間間隔	1日のうち施設の使用する時間帯を記載すること。
6	1日あたりの使用時間	1日あたりの使用時間を記載すること。
7	使用の季節変動	施設の使用時間、使用方法に季節変動がある場合はその状況を記載すること。
8	原材料（消耗資材を含む）の種類、使用方法及び1日あたりの使用量	施設において使用する原料、薬品等（燃料を除く）の種類、使用方法、1日の使用量を記載すること。 当該特定施設において製造・使用・処理している有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条関係）について記載すること。
9	汚水等の汚染状態	施設から排出される汚水等の水質の通常値及び最大値について記載すること。
10	汚水等の量	施設から排出される汚水等の1日の通常量及び最大量について記載すること。
11	その他参考となるべき事項	当該特定施設以外の施設及び工程等で有害物質を使用している場合に、その物質名や使用量を記載すること。

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	No.1		No.1		
特定施設番号及び名称	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
設置場所	別図2のとおり		別図2のとおり		
操業の系統	別図3のとおり		別図3のとおり		
使用時間間隔	9時～17時		9時～17時		
1日当たりの使用時間	8時間/日		8時間/日		
使用の季節的変動	特になし		特になし		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	金属部品 900個/日 薬品A ○○kg/日		金属部品 900個/日 薬品B ○○kg/日 (有害物質:ふっ素)		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	p H	4～5	3～5	4～5	3～5
	BOD (mg/l)	150	200	150	200
	COD (mg/l)	200	250	200	250
	S S (mg/l)	50	75	50	75
	油分 (mg/l)	15	20	15	20
	窒素 (mg/l)	5	7	5	7
	リン (mg/l)	3	4	3	4
	大腸菌(個/ml)	/		/	
	ふっ素 (mg/l)			1	2
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	15	18	0	0	
その他参考となるべき事項	変更なし		新設		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

■別紙3の記載方法について

1	工場又は事業場における施設番号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
2	処理施設の設置場所	別図〇のとおり等記載すること。
3	設置年月日	使用届又は変更届の変更前の特定施設からの排水の処理施設について、その施設が設置された年月日を記載すること。
4	工事着手予定年月日	設置届、又は変更届を提出する場合に、特定施設からの排水の処理施設について、それぞれの予定年月日を記載すること。
5	工事完成予定年月日	
6	使用開始予定年月日	
7	種類及び型式	処理施設の種類、型式等を記載すること。
8	構造	施設の構造材料等を記載すること。
9	主要寸法	処理施設の各部の大きさを記載すること。
10	能力	原則として、1日に処理できる排水量又は時間当たり処理できる排水量を記載すること。
11	処理の方式	処理の方式について記載すること。
12	処理の系統	処理に関する工程をフローシートに記載すること。(水量・水質を系統毎に記載してもよい)
13	集水及び導水の方法	特定施設及びその他施設からの汚水等の処理施設に至る経路等を記載すること。
14	使用時間間隔	1日のうち処理施設の使用する時間帯を記載すること。
15	1日あたりの使用時間	処理施設の1日あたりの使用時間を記載すること。
16	使用の季節変動	処理施設の使用時間、使用方法に季節変動がある場合はその状況を記載すること。
17	消耗資材の1日当たりの用途別使用量	汚水等の処理に要する薬品等の1日当たりの使用量を用途別に記載すること。
18	汚水等の汚染状態及び量	処理前と処理後の水質の通常値及び最大値、並びに汚水等の1日の通常量及び最大量について記載すること。
19	残渣の種類、1ヶ月間の種類別生成量及び処理方法	汚水等の処理によって生じる残渣の1ヶ月(1日)の種類別生成量及びその処理方法を記載すること。 残渣の処理方法について、業者等に委託する場合、委託先の処理業者名を記載すること。
20	排出水の排出方法	排水口の位置は別図に記載すること。(排出先も記載すること) 排水口の総数と()内には雨水専用の数を記載すること。
21	その他参考となるべき事項	当該処理施設の処理対象としている特定施設の「工場又は事業場における施設番号」等を記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	S-1(変更前)				S-1(変更後)				
処理施設の設置場所	別図2のとおり				別図2のとおり				
設置年月日	平成〇〇年 〇月 〇日				平成〇〇年 〇月 〇日				
工事着手予定年月日	年 月 日				平成〇〇年 〇月 〇日				
工事完成予定年月日	年 月 日				平成〇〇年 〇月 〇日				
使用開始予定年月日	年 月 日				平成〇〇年 〇月 〇日				
種類及び型式	排水処理施設				排水処理施設				
構造	鉄筋コンクリート				鉄筋コンクリート				
主要寸法	別図4のとおり				別図4のとおり				
能力	〇〇m ³ /日				〇〇m ³ /日				
処理の方式	凝集沈殿、ろ過、中和				凝集沈殿、ろ過、中和				
処理の系統	別図4のとおり				別図4のとおり				
集水及び導水の方法	別図2のとおり				別図2のとおり				
使用時間間隔	0時～24時まで				0時～24時まで				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節変動	特になし				特になし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	硫酸第一鉄 〇kg/日 硫酸 〇kg/日 消石灰 〇kg/日				硫酸第一鉄 〇kg/日 硫酸 〇kg/日 消石灰 〇kg/日 高分子凝集剤 〇kg/日				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4～5	7	3～5	6～8	4～5	7	3～5	6～8
	BOD(mg/l)	150	15	200	25	150	15	200	25
	COD(mg/l)	200	20	250	25	200	20	250	25
	SS(mg/l)	50	20	75	30	50	20	75	30
	油分(mg/l)	15	2	20	5	15	2	20	5
	窒素(mg/l)	5	3	7	4	5	3	7	4
	燐(mg/l)	3	0.8	4	1	3	0.8	4	1
	大腸菌(個/ml)								
量(m ³ /日)	20		36		30		36		
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	スラッジ Δt/月 許可業者 〇〇(株)に委託				スラッジ Δt/月 許可業者 〇〇(株)に委託				
排出水の排出方法	排出口の位置 別図 2 のとおり 排出口の数(雨水専用) 4 本(2 本) 排出先 ××水路→〇〇川				排出口の位置 別図 2' のとおり 排出口の数(雨水専用) 4 本(2 本) 排出先 ××水路→〇〇川				
その他の参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

■別紙4の記載方法について

1	工場又は事業場における排水口番号	工場・事業場の敷地境界における工場・事業場排水の排水口の名称又は番号を記載すること。(添付図面と同一番号、名称を記載すること)
2	排出水の汚染状態	排出水の水質について通常の量及び排水の量を排水口毎に記載すること。水質項目は、規制項目のうち、当該事業所に関係する項目とする。項目が多い場合は、別表を作成し、関係する項目に関してすべて記載すること。
3	排出水の量(m ³ /日)	1日の排水量の通常値、最大値について排水口毎に記載すること。上記の汚染状態について別表を作成する場合は、別表のほうにも記載すること。
4	事業場からの総排水量	1日の事業場全体の排水量(各排水口ごとの合計値)の通常値、最大値について記載すること。
5	その他参考となるべき事項	当該排水施設(排水口等)に関する特定施設、排水処理施設「工場又は事業場における施設番号」等を記載すること。

■排出水の汚染状態の水質の項目(規制項目)は次のとおりです。

生活環境項目	有害物質
水素イオン濃度(pH) 生物学的酸素要求量(BOD) 化学的酸素要求量(COD) 浮遊物質(SS) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(oil又は油分) 燐含有量(T-P) 窒素含有量(T-N) フェノール類含有量 銅含有量(Cu) 亜鉛含有量(Zn) 溶解性鉄含有量(S-Fe) 溶解性マンガン含有量(S-Mn) クロム含有量(T-Cr) 大腸菌群数(E-coli)	カドミウム及びその化合物(Cd) シアン化合物(CN) 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNに限る) 鉛及びその化合物(Pb) 六価クロム(Cr6+) 砒素及びその化合物(As) 水銀及びアルキル水銀その他の化合物(T-Hg) アルキル水銀化合物(A-Hg) ポリ塩化ビフェニル(PCB) トリクロロエチレン(TCE) テトラクロロエチレン(PCE) ジクロロメタン 四塩化炭素
色又は臭気	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン cis-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン(MC) 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン(D-D) チウラム シマジン(CAT) チオベンカルブ(ベンチオカーブ) ベンゼン セレン及びその化合物(Se) アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 フッ素及びその化合物(F) ほう素及びその化合物(B) 1,4-ジオキサン

備考 単位は大腸菌群数：個/cm³、その他の項目(pHを除く)：mg/L

排水の汚染状態及び量

排水口名		No.1			
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7	6~8		
	BOD(mg/l)	13	20		
	COD(mg/l)	18	25		
	SS (mg/l)	18	30		
	油分 (mg/l)	2	5		
	窒素 (mg/l)	3	5		
	磷 (mg/l)	0.8	1		
	大腸菌(個/ml)	/			
排水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		35	41		
その他参考となるべき事項					

備考 排水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

■別紙5の記載方法について

【注意】別紙5の記載が必要な事業場は、指定地域内事業場（日平均排水量が 50m^3 以上の事業場）のみです。

1	指定項目の別	記載する指定項目（化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量）を記載してください。
2	業種その他の区分番号	業種によって指定された番号を記載すること。
3	汚染状態	特定排出水の処理後の指定項目（COD, T-N, T-P）の濃度を記載すること。
4	水量	業種毎の排出水の量を記載すること。Qco、Qci、Qcjについては備考のとおり。
5	汚濁負荷量	業種毎に以下のとおり汚濁負荷量（kg/日）を算定し、記載すること。 通常：最大排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）×通常の指定項目濃度（ mg/L ）× 10^{-3} 最大：最大排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）×最大の指定項目濃度（ mg/L ）× 10^{-3}
6	種類及び用途	特定排水以外の排水（間接冷却水等）がある場合、その種類及び用途を記載します。

備考1 本紙の記載にあたっては指定項目ごとに記載すること。

備考2 汚染状態の項、及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。

備考3 Qciは昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に増加した特定排出水の量、Qcjは平成3年7月1日以降に増加した特定排出水の量

備考4 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。

備考5 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。

備考6 Qni、Qpiは平成14年10月1日以降に増加した特定排出水の量。

備考7 ※印の欄には記載しないこと。

排水水の排出系統別の汚染状態及び量

〔設置・変更〕前			指定項目の別						COD		※
業種その他の区分	汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)						汚濁負荷量 (kg/日)		
	通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大		
特定排水水	202イ	20	25	30	36	20		16	0.72	0.9	
	232(9)イ	30	30	2	2	2			0.06	0.06	
	合計			32	38	22		16	0.78	0.96	
特定外の排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		/			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	冷却水	3.6	4	5	5	0.018	0.02				
	合計			5	5	0.018	0.02				
その事項 の 他 る べ き											

〔設置・変更〕後			指定項目の別						COD		※
業種その他の区分	汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)						汚濁負荷量 (kg/日)		
	通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大		
特定排水水	202イ	20	25	30	36	20		16	0.72	0.9	
	232(9)イ	30	30	2	2	2			0.06	0.06	
	合計			32	38	22		16	0.78	0.96	
特定外の排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		/			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	冷却水	3.6	4	5	5	0.018	0.02				
	合計			5	5	0.018	0.02				
その事項 の 他 る べ き											

- 備考
- 1 本誌の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

■別紙6の記載方法について

1	用水及び排水の系統	今回届出の前後の用水及び排水の系統図を記載すること。この欄に書ききれない場合は、別図を添付すること。
2	用途別用水使用量	用水の用途別に、用水の種類、1日あたりの使用量を記載すること。

用水及び排水の系統

用水及び 排水の系統	{設置・ 変更 }前			
	別図 3 のとおり			
用水及び 排水の系統	{設置・ 変更 }後			
	別図 3' のとおり			
用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)	
			変更前	変更後
	事務所・食堂 用水	上水道	2	2
	作業用水	上水道	30	30
	冷却水	工業用水	5	5
	合 計		37	37

■別紙 7 の記載方法について

【注意】別紙 7 の記載が必要な事業場は、有害物質使用特定施設を設置している事業場です。

1	工場又は事業場における施設番号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
2	特定施設の号番号及び名称	水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること
3	設備	「配管（地上、地下）」、「排水溝等（排水溝、排水管、排水ポンプ）」等、施設に付帯する設備の名称を記載すること。
4	構造	上記設備の構成材料等を記載すること。検知設備を有する場合には、その旨を記載すること。
5	主要寸法	上記設備の大きさを示すこと。（構造図等の添付）
6	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・別図（建物の名称・位置等、有害物質使用特定施設等を明記したもの）において、付帯する設備の配置がわかるように記載すること。 ・地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
7	設置年月日	使用届を提出する場合にその届出に係る特定施設が設置された年月日を記載すること。
8	工事着手予定年月日	設置届、又は変更届を提出する場合に、その届出に係る特定施設のそれぞれの予定年月日を記載すること。
9	工事完成予定年月日	
10	使用開始予定年月日	
11	その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないの で、その旨を記載すること。 ・配管について、トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	No.2	
特定施設番号及び名称	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
設備	地上配管 地下配管	
構造	地上配管:ステンレス製 地下配管:塩化ビニル製	
主要寸法	地上配管:φ 100mm×10m 地下配管:φ 100mm×5m	
配置	別図2のとおり	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成〇〇年 〇月 〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	平成〇〇年 〇月 〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	平成〇〇年 〇月 〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

3. 参考

(1) 有害物質とその検出下限濃度の一覧

有害物質の種類	検出下限濃度
カドミウム及びその化合物	ーリットルにつきカドミウム0.00ーミリグラム
シアン化合物	ーリットルにつきシアン0.ーミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	ーリットルにつき0.ーミリグラム
鉛及びその化合物	ーリットルにつき鉛0.00五ミリグラム
六価クロム化合物	ーリットルにつき六価クロム0.0四ミリグラム
砒素及びその化合物	ーリットルにつき砒素0.00五ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ーリットルにつき水銀0.00五ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル	ーリットルにつき0.00五ミリグラム
トリクロロエチレン	ーリットルにつき0.00二ミリグラム
テトラクロロエチレン	ーリットルにつき0.000五ミリグラム
ジクロロメタン	ーリットルにつき0.00二ミリグラム
四塩化炭素	ーリットルにつき0.000二ミリグラム
ー・ニージクロロエタン	ーリットルにつき0.000四ミリグラム
ー・ー・ジクロロエチレン	ーリットルにつき0.00二ミリグラム
シスー・ニージクロロエチレン ⇒ ー・ニージクロロエチレン	ーリットルにつき0.00四ミリグラム ⇒ シス体：ーリットルにつき0.00四ミリグラム トランス体：ーリットルにつき0.00四ミリグラム
ー・ー・ー・トリクロロエタン	ーリットルにつき0.000五ミリグラム
ー・ー・ニートリクロロエタン	ーリットルにつき0.000六ミリグラム
ー・三ージクロロプロペン	ーリットルにつき0.000二ミリグラム
チウラム	ーリットルにつき0.000六ミリグラム
シマジン	ーリットルにつき0.000三ミリグラム
チオベンカルブ	ーリットルにつき0.00二ミリグラム
ベンゼン	ーリットルにつき0.00ーミリグラム
セレン及びその化合物	ーリットルにつきセレン0.00二ミリグラム
ほう素及びその化合物	ーリットルにつきほう素0.ニミリグラム
ふっ素及びその化合物	ーリットルにつきふっ素0.ニミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあってはーリットルにつきアンモニア性窒素0.七ミリグラム、亜硝酸化合物にあってはーリットルにつき亜硝酸性窒素0.ニミリグラム、硝酸化合物にあってはーリットルにつき硝酸性窒素0.ニミリグラム
塩化ビニルモノマー	ーリットルにつき0.000二ミリグラム
ー・四ージオキサン	ーリットルにつき0.00五ミリグラム

(注1) 検定は、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」により行うこととなっています。

(2) 構造等に関する基準の遵守と定期点検の義務について

改正された水質汚濁防止法が平成24年6月1日に施行されたことに伴い、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造等に関する基準の遵守と、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設及び付帯する施設について、定期に点検しその結果を記録・保存することが義務付けられました。

① 施設の構造等に関する基準

有害物質使用特定施設の構造等に関する事項の概略は下表のとおりです。

箇所	概略
床面及び周囲	設置場所の床面及び周囲は有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること
施設に付帯する配管	有害物質使用特定施設の本体に付帯する配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、漏えいがあったときに漏えいを確認できる構造とすること 有害物質使用特定施設の本体に付帯する配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透を防止できる構造及び材質とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること
排水溝等	有害物質使用特定施設の本体に付帯する排水系統の設備（有害物質使用特定施設の施設本体に接続し有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます、排水ポンプ等を含む）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造とすること
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設本体は、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること
使用の方法	有害物質使用特定施設に係る有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと また、有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないように適切に処理すること

各箇所における具体的な施設の構造等に関する基準については、水質汚濁防止法施行規則又は環境省発行の「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1版）」P45～P95を参照してください。

② 既設の施設の構造等に関する基準について

平成24年6月1日より前に設置された有害物質使用特定施設に関する構造等に関する基準については、平成27年5月31日まで適用されません。当該期間は、定期点検のみが義務付けられます。(省令附則第2条及び第8条)

	平成27年5月31日まで	平成27年6月1日以降
新設の施設 (既設の施設以外)	A基準が適用される	
既設の施設 (平成24年6月1日より前に設置したもの)	C基準 (構造等に関する基準が適合していればA基準又はB基準を適用)	B基準 (構造等に関する基準が適合していればA基準を適用)

ただし、平成24年6月1日以降に変更される施設の構造等に関する基準については、変更部分のみA基準又はB基準(B基準に適合するように変更する場合に限る)が適用され、既設の施設であっても変更部分のみ構造等に関する基準が適用されます。

③ 定期点検及び点検結果の記録と保存

(1) 定期点検(法第14条第5項)

構造等に関する基準の内容に応じて定期点検を実施する必要があります。定期点検の頻度については、構造等に関する基準の種類により異なります。水質汚濁防止法施行規則又は環境省発行のマニュアルP45～P95を参照してください。

(2) 記録と保存

定期点検を行ったときは、以下の事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容